

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

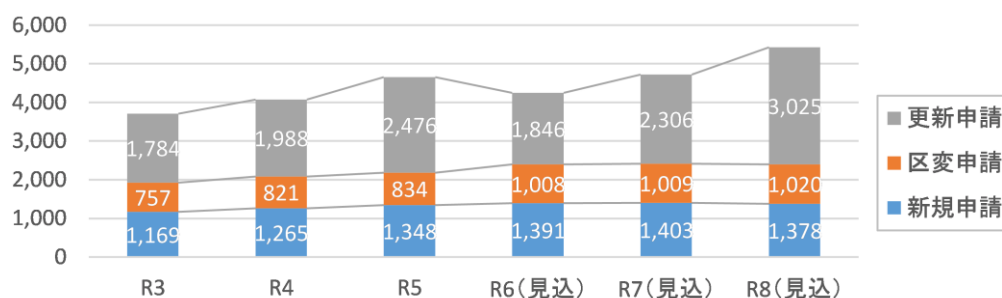
要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加していることから、申請件数の抑制を図るため、要介護・要支援認定有効期間の新規申請および区分変更申請における期間を延長することについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ① 要介護認定申請件数は年々増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ② 申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、本市でも同様の傾向にある。
(下表(2)-3参照)



(2)-3 申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	2,275 (100.0%)	26,228 (100.0%)	2,518,161 (100.0%)
平均値(日数)	46.0	42.2	40.6

※データ集計対象期間：R6. 4. 1～R6. 9. 30

(表は令和6年度要介護認定適正化事業業務分析データより)

事業実施による効果

- 有効期間の延長により申請件数の抑制を図り、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- 申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370



要望先：滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課

水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

水道施設は住民の命や生活を支える最重要のライフラインである。そのため、水道施設の耐震化や老朽化による更新は、国全体として早急に進めなければならない。

昨年発生した能登半島地震などを受け、国において、水道の地震対策に係る補助制度の一部見直しがなされ、資本単価要件とは別に新たに加速要件が補助要件に加わり、地震対策に係る国庫補助採択基準の緩和等が図られた。

しかしながら、当採択基準の緩和は限定的でハードルが高く、十分な人員体制や資金力等が確保されていない事業体（自治体）にとっては、緩和とは到底言えないものである。

また、現在、全国的に社会問題となっている水道施設の老朽化については、更新に係る事業費が年々上昇し、莫大な事業費を要しているにも関わらず、国庫補助採択基準の緩和は、十分になされていない状況である。

については、令和6年度から水道事業が国土交通省へ移管され、上下水道一体として整備や管理等を進めていくという国の主旨を鑑み、水道施設の耐震化や老朽化による更新に対し、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や採択基準の更なる緩和等を、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

水道事業者は、施設の耐震化や老朽化による更新などの整備を進め、いつ何時起こる可能性のある大規模災害等に備え、住民の命や生活を支えるため、強靱で持続可能な水道事業を目指していく責務がある。

しかしながら、耐震化等の整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、物価高騰により支出額がさらに増加している状況かつ、水需要の減少により料金収入の減収が続く厳しい経営状況の中、その原資を確保するためには、水道料金の値上げなど、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の強化・更新は困難な状況にある。

そのため、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や、現在の補助採択基準を緩和し、見直していただくことで、下水道事業と同様に、水道事業についても国庫補助を受けながら、施設の耐震化や更新等を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の命や生活を支える最重要のライフラインであり、大規模災害等の非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の創設や拡大が図られることで、耐震化や老朽化による更新など、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当：上下水道部 上下水道総務課 財政経営係

TEL：077-561-6871

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課

こどもの医療費に係る助成制度の国制度の創設および 県事業の拡充について【国への要望、県への要望】

要望内容

こどもの医療費負担の軽減は、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施すべきであることから、国の責任においてこどもの公費医療負担制度を構築されるよう引続き働きかけをお願いしたい。

また、国による制度構築までの間は、県のこどもの医療助成制度について小学生・中学生も助成対象となるよう拡充いただき、市町とともに事業展開いただけるよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

こどもの医療費負担の軽減は現在、地方公共団体の制度により果たされているが、我が国の少子化の深刻さに鑑みれば、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として実施すべきである。このことから、出生から18歳までのこどもを対象とした公費負担医療制度の構築を国に働きかけていただきたい。

また、滋賀県では、高校生世代を医療費助成の対象とされているが、市町の事業と相まって子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで市町と認識を一にさせていただいたと考えている。しかしながら、子育て世帯を取り巻く環境、またこどもを健全に育成していくための環境の厳しさは過去に例のない水準となっており、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、こどもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していく必要があることから、県事業の対象として小中学生相当年齢のこども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進していただきたい。

事業実施による効果

県と市町が一体となって安心してこどもを産み育てることができる環境の整備を図ることにより、少子化の進行に対するより強い対策になる。

担 当：健康福祉部 保険年金課 福祉高齢者医療係
TEL：077-561-6975

要望先：滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課

児童家庭相談業務体制の充実について 【県への要望】

要望内容

専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく活かし、こどもの一時保護や保護者指導等の業務や、市に対する助言や援助等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、令和7年4月当初、虐待対応係1名、相談係2名の合計3名の担当職員を配置いただいたが、昨年度より担当職員が1名減少している。また、令和5年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,271件であり、他市相談件数とは900件以上の差がみられる状況である。

当市は人口規模・相談件数ともに多く、かつ、複雑化・複合化した問題を抱えたケースやこどもの安全確保のために緊急対応を要するケース等も多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合は、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など当市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、こどもの安全確保を図ることができる。

担 当：こども若者部 家庭児童相談室
家庭児童相談係

TEL：077-561-2460

要望先：滋賀県子ども若者部 子育て支援課

滋賀県多子世帯子育て応援事業金の対象範囲の拡充について【国への要望】【県への要望】

要望内容

滋賀県多子世帯子育て応援事業の対象範囲を世帯の市民税所得割額に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち第3子以降のこどもにかかる保育料に拡充することについて、特段の配意をお願いしたい。また、国制度についても多子カウントの年齢制限の撤廃について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

【現状】

多子世帯の保育料無償範囲は次の①～④のとおりである。

(ひとり親世帯等は別基準)

- ①市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（国制度）
- ②市民税所得割課税額 57,700 円以上の世帯において、小学校就学前のこどもから数えて、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（国制度）
- ③市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満において、年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（県制度）
- ④所得や年齢に関わらず、世帯内のすべてのこどものうち、第3子以降に該当する教育・保育給付3号認定こどもの保育料（市独自制度）

【課題】

同じ保育施設を利用していたとしても、世帯間の年齢構成により、利用者負担の不均衡が発生しないよう令和5年度9月算定の保育料から、市独自に3子以降の保育料を無償としたが、安定的な事業継続のためにも、国・県制度の拡充が必要である。

事業実施による効果

・国・県制度の拡充により、安定的に、第3子以降のすべてのこどもの保育料が無償となることで、各家庭がこどもを安心して生み育てる環境が形成される。

担 当：子ども若者部 幼児課 入所・入園係
TEL：077-561-2365

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課・農村振興課

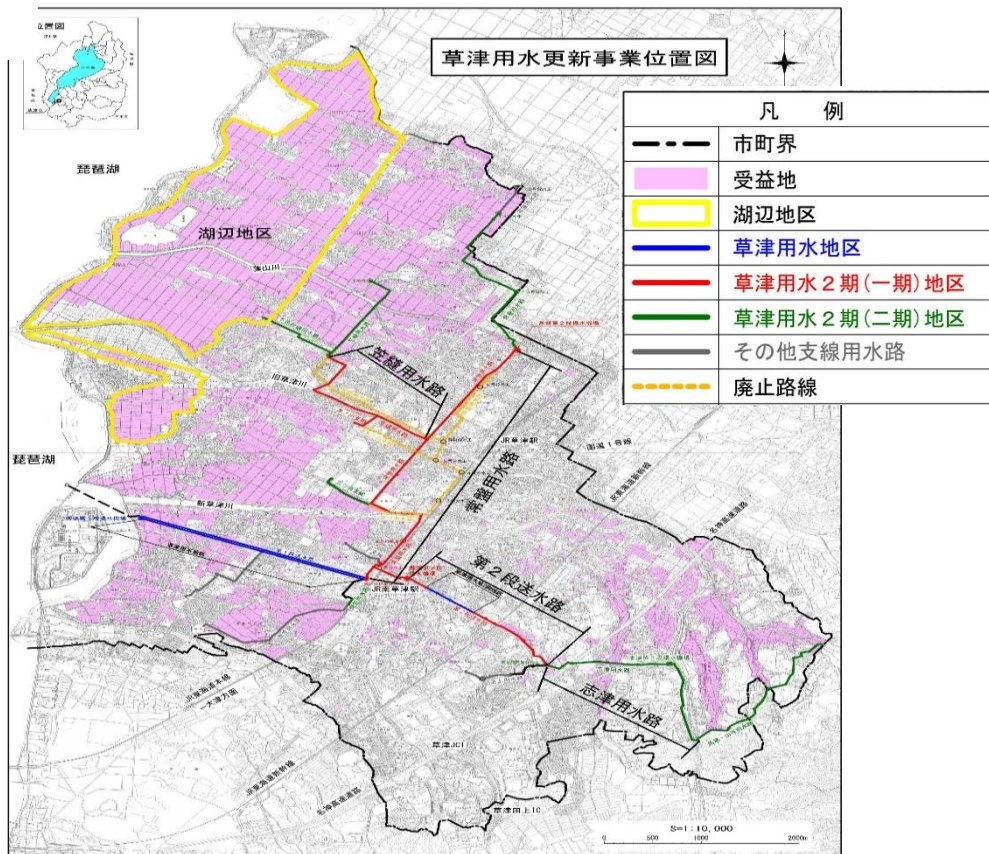
かんがい排水事業の推進について 【国への要望、県への要望】

要望内容

草津用水2期地区について、平成28年度から事業着手し、現在鋭意進めていただいておりますが、事業期間である令和10年度までの4年間で事業完了するよう、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。また、当市の北西部湖辺地区における用水管更新（石綿管）についても、令和5年度に着手いただき、令和14年度までの事業期間であるが、老朽化による破損事故の防止の観点から、早期の事業完了ができるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。更に、経営体育成基盤整備事業、常盤北地区について、昨年度事業採択をいただき、事業着手いただいたところであるが、早い事業効果を得るためにも、事業計画期間の令和13年度までに、事業が完了できるよう国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実について、特段の配意をお願いしたい。

一方、電力料金や資材価格をはじめ物価の高騰に伴う維持管理コストの増大については、土地改良区にとって、死活問題であるため、引き続き国・県の支援が頂けるよう、特段の配意をお願いしたい。

位置図



現状と課題

《県営草津用水 2 期地区》

草津用水更新事業については、事業計画の受益者に同意を得、事業賦課金を徴収しているので、円滑に事業を執行する必要がある。

また、常盤、笠縫用水路等について、市街地家屋の下に埋設されており、土地改良施設の老朽化が進行していることから、早急な対応が必要である。

《県営湖辺地区 石綿管等更新事業》

当該事業については、施設整備後 40 余年を経過し老朽化による破損事故が生じていることから、計画的に事業の進捗を図る必要がある。

湖辺地区農業活性化プロジェクトチーム（地元事業実施委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、JAレーク滋賀、草津用水土地改良区、草津市農業委員会、草津市）において、用水管（石綿管）更新と併せ、老朽化しているその他の土地改良施設の更新、また持続的で効率的な営農が可能となるよう農地の集積・集約化を行う、県営常盤北地区の基盤整備事業を進めることで、地域農業者の気運や理解を深め、他地区の事業着手に繋げる必要がある。

《電力料金等》

琵琶湖を水源とした農業用水の供給には、揚水機の運転に多くの電力を必要とするため、草津用水土地改良区においては、電力料金が運営経費の大部分を占める状況である。令和 4 年度からの電力料の高騰は高止まりの状況で、令和 3 年度の電力料と比較して約 25% 増、金額にして年間約 1 千万円の増額状態となっている。また、資材価格などの物価の高騰に伴う維持管理コストは増大しており、改良区運営に支障をきたしている。一方、現在の農業の経営は厳しく、大幅な賦課金の値上げは困難な状況であることから、適正な賦課金単価による健全な土地改良区の運営を行うには、電力料金の安定化および農事用電力料金プランの継続、水利施設管理強化事業による支援の強化等を検討いただく必要がある。

事業実施による効果

- ・ 用水管および土地改良施設の更新を進めることにより、突発的な漏水事故の防止や、維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。
- ・ 農業用水の安定的な供給や、老朽化した土地改良施設の更新を行うことにより、本地域の生産性を向上するとともに競争力を強化し、農業経営の安定化を図ることができる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

一般要望(継続)

要望先：滋賀県農政水産部 耕地課

2 飢餓を
ゼロに



12 つくる責任
つかう責任



15 陸の豊かさも
守ろう



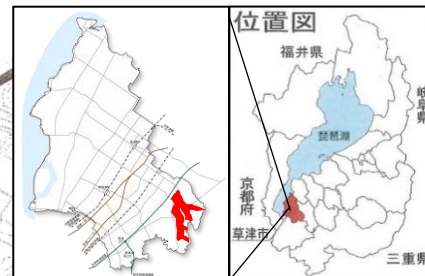
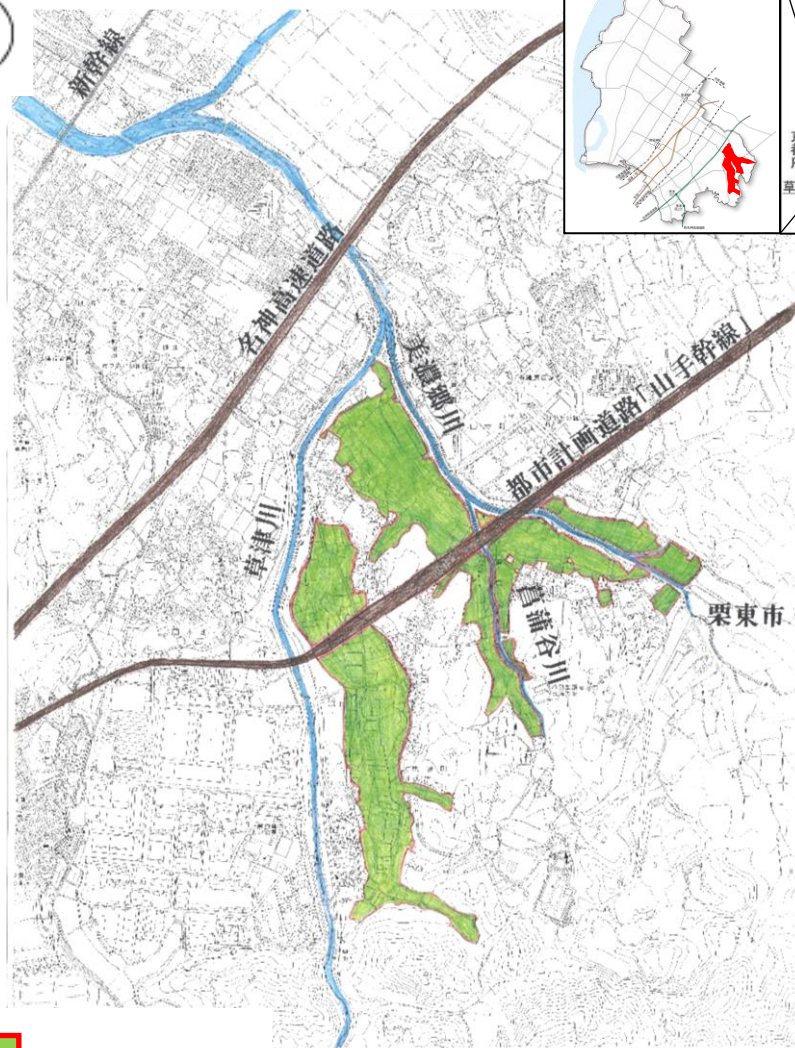
馬場・山寺地区基盤整備事業に対する支援について 【国への要望、県への要望】

要望内容

当市の馬場・山寺地区の未整備田において、農地の大区画化、農地の集積集約を図り、地域農業の振興と優良農地の確保・保全を進めるため、県営基盤整備（ほ場整備）事業について、早期の事業完了ができるよう、特段の配意をお願いしたい。

また、国・県の予算確保ならびに、県営事業推進体制の充実についても特段の配意をお願いしたい。

位置図



：事業区域

現状と課題

- ・ 68ヘクタールの区域内には、不整形で狭小な未整備田が約500区画存在している。
- ・ 所有する水田が点在し作業効率が悪く、排水不良などの耕作条件も悪い。
- ・ 用排水路や農道等の土地改良施設も未整備であり、農家の維持管理にかかる費用や労力が大きな負担となっている。
- ・ 農業者の高齢化、後継者不足が進み、耕作放棄地が発生している。

事業実施による効果

- ・ 農地の大区画化と担い手農家への集積集約により、生産性の向上や経営規模拡大の体質強化を図り、当地区の農業振興と優良農地の確保・保全を図ることが期待できる。
- ・ 土地改良施設を整備することで維持管理にかかる費用と労力の軽減効果が期待できる。

担 当：環境経済部 農林水産課 保全整備係
TEL：077-561-2349

草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配意をお願いしたい。

湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。また、旧中島橋から下流の計画についても地元と調整を進めていく必要がある。

事業実施による効果

親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、良好な水辺環境が確保されるとともに、防災機能が強化できる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課、道路保全課

県道の交差点改良による渋滞緩和と歩道未整備区間の交通安全対策について【県への要望】

要望内容

県道の交差点において慢性的な交通渋滞が発生しており、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただき、現在取り組んでいただいている下記について、早期に事業を進めていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

(都) 大津湖南幹線の「矢橋中央」交差点改良

A：矢橋帰帆島方面（県道草津守山線）から大津方面（(都) 大津湖南幹線）に進入する右折車線の設置

B：大津方面（(都) 大津湖南幹線）から南草津駅方面（(都) 矢橋野路線）に進入する右折車線の延長

また、矢橋中央交差点から南草津駅方面の一部区間で歩道未整備の区間があることから、交差点改良とあわせて歩道設置いただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

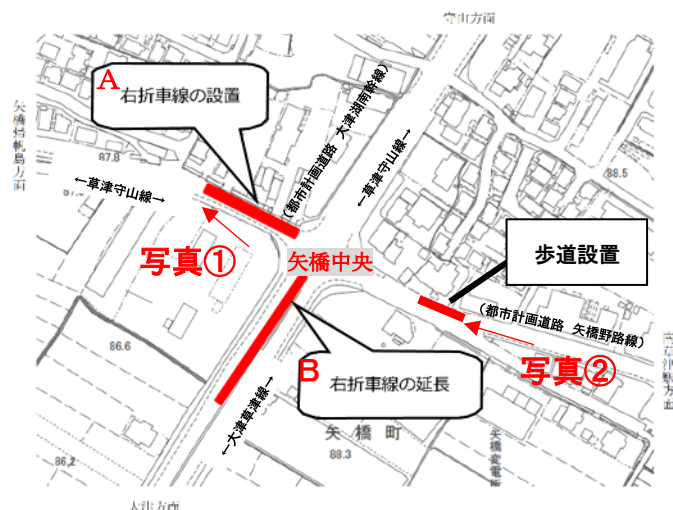
矢橋中央交差点改良

写真①



歩道設置

写真②



現状と課題

矢橋中央交差点において、右折車線がないため、矢橋帰帆島方面（県道草津守山線）から大津方面（（都）大津湖南幹線）への右折車両が並ぶと、守山方面への左折車両および南草津駅方面への直進車両が停滞し、交通渋滞が発生している。

近江大橋の無料化等により、矢橋中央交差点の大津方面（（都）大津湖南幹線）から南草津駅方面（（都）矢橋野路線）への右折車両が多いにもかかわらず、交差点の右折車線長が短いため、守山方面への直進車線まで影響し、交通渋滞が慢性化している。

大津草津線について、令和6年度に川の下交差点付近の横断歩道橋および歩道整備をしていただいたところであるが、一部、歩道未整備の区間があることから、歩行者の安全対策が必要である。

事業実施による効果

- 1 当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。
- 2 交通状態緩和により、交通事故減少につながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

こども達が安全に通学や活動ができる道路整備 について【国への要望】

要望内容

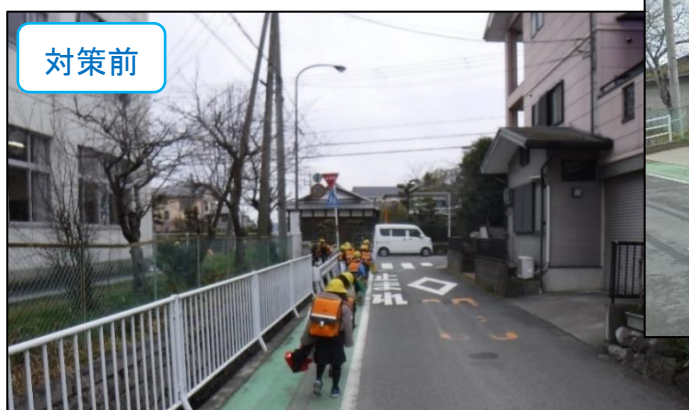
当市では、草津市通学路等安全対策実施プログラムに基づき、地域と一体となって潜在的な危険箇所を把握しながら通学路や未就学児移動経路における交通安全確保のための道路整備事業に取り組んでいる。

こうした中、令和元（2019）年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、交差点等における安全対策が全国的な問題となっており、当該事業による交通安全対策を早期に推進する必要がある。

引き続き、財政面での支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

市道 志那中下物線での対策事例



◆隣接する小学校・こども園の通学路・集団移動経路の安全対策を実施



現状と課題

全国的な人口減少傾向のなかで、当市においては現在も人口が増加し続けており（令和6年度の対前年度人口増加比率1.01）、児童数は約8,300人に達し、平成28（2016）年4月には小学校1校が新たに開校されたところである。

こうした中、児童生徒を巻き込んだ交通事故は毎年発生しており、令和元年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、全国的に取り上げられている。

また、地域や学校、保護者からも登下校時の安全確保を図るための道路環境整備に関する要望が増えており、早急な対応が求められている。

通学路等における通行空間の整備には多額の経費を要するため、事業を円滑に推進するためには、社会資本整備総合交付金要望額を確保していただく必要がある。

事業実施による効果

通学時等における子ども達の安全が確保され、交通事故の削減につながるとともに、万が一、重大な事故が発生した際においても、被害の軽減につながり、これからの日本の未来を担っていく尊い命が守られることとなる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係
TEL：077-561-2390

公共施設の適切な維持管理に対する支援について 【国への要望、県への要望】

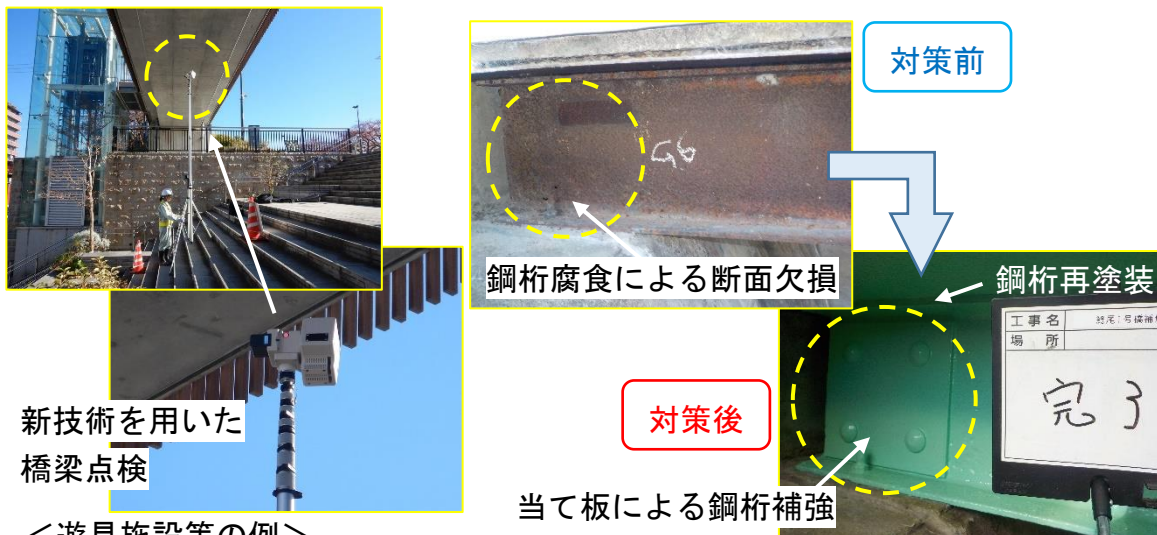
要望内容

道路橋梁や舗装、公園など日常生活に不可欠な公共施設について、老朽化が進んでおり、ライフサイクルコストを踏まえた効率的な維持管理を行っていくためにも、点検や修繕について継続的に取り組む必要があるが、地方自治体の負担は極めて大きくなっている。このため、引き続き、国および県からの財政面、技術面での支援が必要であり、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

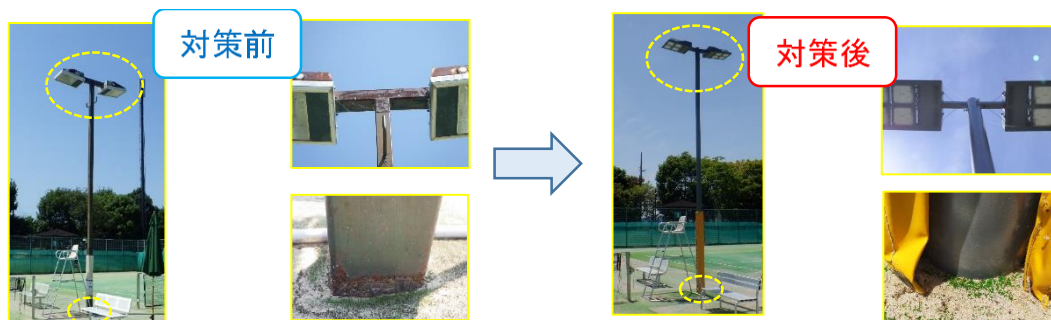
<道路橋梁の例>

◆定期点検結果を基に、計画的に修繕を実施



<遊具施設等の例>

◆定期点検結果を基に、計画的に更新等を実施



現状と課題

地方自治体の管理する施設について、老朽化が急速に進行しており、道路橋梁や舗装、公園など、施設の老朽化等を原因とする施設の損傷や機能の低下が全国的に発生している。

このため、予防保全を踏まえた維持管理・更新を合理的かつ効果的に行い、安全性の確保が必要であるが、老朽化対策の確実な実施のためには、適正な管理と予防保全を踏まえた継続的な予算の確保や、技術的支援が必要である。

事業実施による効果

施設の点検や修繕について継続的に取り組み、安全性の確保や予防保全を踏まえた効率的な計画の作成および更新を行うことで、維持管理コストの削減を図ることが可能となり、維持管理水準も高まることにつながる。

担 当：建設部	道路課	管理用地係	TEL：077-561-2390
	公園緑地課	整備係	TEL：077-561-6963

市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について 【国への要望】

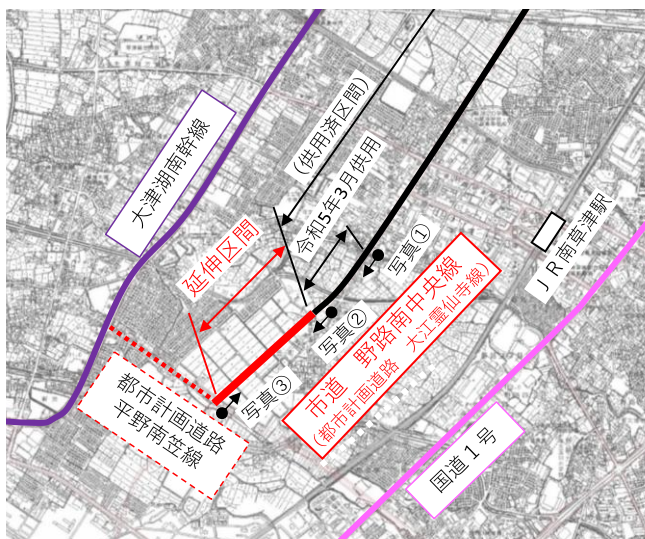
要望内容

市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）は、隣接する市域間を南北に結ぶ幹線道路であるとともに、国道1号や（都）大津湖南幹線といった主要幹線道路の補助幹線としての機能を併せ持つ重要な道路である。

令和5年（2023）3月に一部区間を供用したところであり、当該道路のストック効果を早期に発揮すべく、引き続き次年度以降も延伸予定区間の事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

※ 道路計画位置を赤色で示しています。



現状と課題

滋賀県の南部地域は、京阪神および東海を結ぶ交通の要所であり、国の基幹道路である国道1号は、草津市域において交通量が約4.3万台/日（令和3（2021）年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道1号の渋滞対策機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

令和5（2023）年3月に草津市都市計画道路整備プログラムを策定し、優先度の高い市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）および（都）平野南笠線の一部区間について、今後10年間の整備推進を位置付けたところである。また、当該道路の一部区間を令和5年（2023）3月に供用したことからも、ストック効果を早期に発揮させるべく、本事業を計画的に推進していくには、社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

事業実施による効果

- 1 大津・湖南地域における慢性的な交通渋滞の緩和に大きく貢献できる。
- 2 国道1号の交通渋滞解消および産業・商業の基盤整備の促進を図ることにより、経済効果の増大が期待できる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係

TEL：077-561-2390

一般要望(継続)



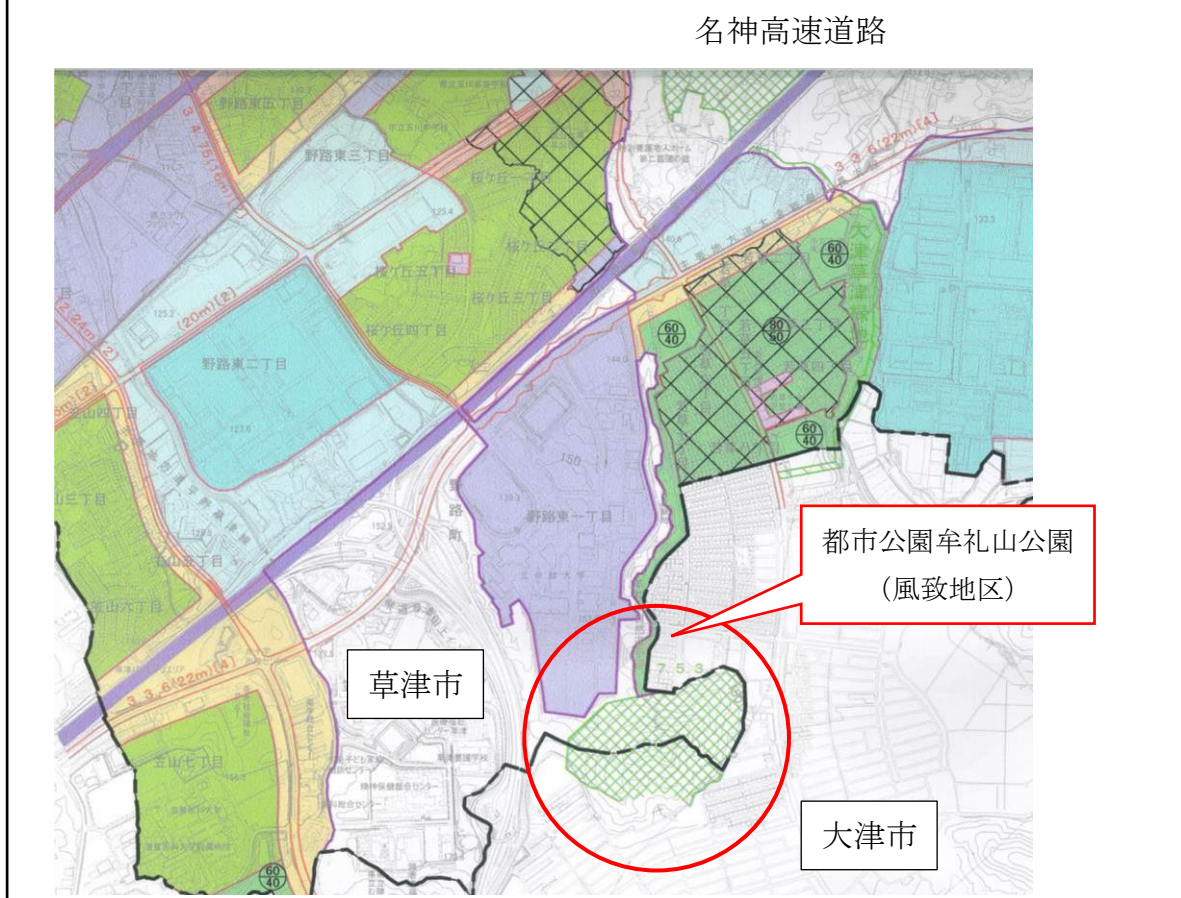
要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

むれやま 牟礼山公園の用地取得および今後の整備等について 【県への要望】

要望内容

牟礼山公園は、昭和47年に都市計画決定をされた公園であり、草津市と大津市の両域に跨り、かつ、びわこ文化公園都市将来ビジョンの対象地域内にあるため、県が管理する文化ゾーンと一体的な活用を行うことで、県民の憩いの場として貴重な施設になることから、用地取得および今後の整備や維持管理等を県で対応いただくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

牟礼山公園は、県から風致公園として都市計画決定をされた都市公園であり、その区域は当市と大津市の間に跨っており、広域的な利用が想定されることから、県において用地取得および今後の整備や維持管理等を行う必要がある。

事業実施による効果

文化ゾーンと合せて、県民の憩いの場としての魅力充実を図ることができる。

担 当：建設部 公園緑地課 整備係
TEL：077-561-6963

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教職員課

小中学校の業務改善について【県への要望】

要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、特段の配慮をお願いしたい。また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの適正な配置、スクールサポートスタッフの補助拡充など、「学校における働き方改革取組計画」の具現化についても、一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県にお願いしたい事項の例＞

- ・ 大規模校における教頭の複数配置
- ・ スクールサポートスタッフの県による配置または配置する市町への補助制度の拡充（補助率の拡充）
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- ・ 部活動に係る指導員等人的支援の拡大と県による人材バンクの創設

事業実施による効果

- ・ こどもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・ 教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員個々の生活自体を充実したものにすることができる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係
TEL：077-561-2436

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教職員課、保健体育課

養護教諭の人的配置の拡充について【国への要望】

要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や児童生徒へのきめ細やかな対応のため、正規職員の義務標準法の複数配置基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、不登校児童生徒や特別な支援を要するこどもへの対応、こどもが安心できる居場所としての保健室経営など、その業務は近年、複雑化・多様化している。

また、校外学習への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

事業実施による効果

養護教諭の加配を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係
TEL：077-561-2421

